

2161

サ
ル
フ
ル
ル
團

IMT 418

18

REEL No. A-0876



才
在本邦「サルハトル」総領事「オンシク」エジサヨリ
在本邦「満」園公使「士源」宛公文

外務省

IMT 418

19

REEL No. A-0876

0098

昭和九年五月十九日在東京海軍省便覧在東京海軍省便覧

昭和九年五月十九日 時 分 管

~~COMANDANTE EN JEFE DE LA FUERZA AEREA~~

FOKIO

Mayo 19 de 1934

Excelencia:

Me tenido el honor de recibir informame del Ministerio de Relaciones Exteriores de mi país, en el que se me comunica que el Gobierno de la República, con fecha

3 de Mayo, reconoció al nuevo Imperio de Manchou Tschau.

El país dado por mi Gobierno es el primero que da un país de América, por la paz del ~~lejos~~ oriente.

Haciendo votos por que entre el Imperio y la República se establegan relaciones comerciales que apiancen, independientemente, las que ahora se inician con el reconocimiento, tengo el honor de suscribirme de U. E. su muy atento y seguro servidor.

電信 寫 號番總 號符 昭和 年 月 日 時 分 主 管

(Sgd.) Leon Sigüenza

LEON SIGÜENZA

Consul General de El Salvador en el Japon

Seal

Excelentísimo señor Ministro del Imperio de Manchou Tschau. General Sings Shik Iuen TOKIO.

Sec. Dip. No. 809

2161

電信 宛 番号

號符

昭和 昭和 年 年 月 月 日 日 時 時 分 分 秒 秒 主 管

昭和四年五月十九日 駐日バルドル國總領事 敬具

一九三四年五月十九日

以書翰啓上致候陳者本官ハバルドル共和國政府力三月三日附ヲ以テ新滿洲帝國ヲ承認セル旨ヲ本官ニ通告セル報告ヲ本國外務省ヨリ接連セルノ光榮ヲ有シ候

我政府ノ採リタル措置ハ極東平和ノ爲米大陸ノ一國カ採リタル最初ノモノニ候

本官ハ茲ニ滿洲帝國並ニバルドル共和國間ニ今日該承認ト共ニ開始セラレタル關係ヲ今後無限ニ鞏固ニス（キ商業關係ノ設定セラレシコトヲ祈願スルト共ニ茲ニ閣下ニ對シ敬意ヲ表シ候 敬具）

駐日バルドル國總領事
レオン・シゲエンサ（署名）

IWT 418

23

2161 28

東京

満洲帝國公使 丁士源閣下

IMT 418

24

REEL No. A-0876

0103

アジア歴史資料センター

29	2161
外務省 第三号 在本邦瑞典公使丁士源之手交セル覚書 (国) 在本邦サドニ領事コオンジエンサヨリ	
IMT 418	25

REEL No. A-0876



2161

電

信

寫

號番總

號符

昭和

年

月

日

時

分

管主

在米邦海軍使署に於て日本領事館に宛てた電報書

MEMORANDUM

del

CONSULADO GENERAL DE EL SALVADOR

De conformidad con la ley
de Migración de El Salva-
dor, están excludidos del
territorio los originarios
de China o de Mongolia.
Con el reconocimiento de

IMT 418

26

REEL No. A-0876

0104

電信	電	符	昭	昭	年	年	月	月	日	日	時	時	分	分	管	主
信	信	符	和	和	年	年	月	月	日	日	時	時	分	分	管	主
寫	寫	符	年	年	月	月	日	日	日	日	時	時	分	分	管	主
總	總	符	年	年	月	月	日	日	日	日	時	時	分	分	管	主
號	號	符	年	年	月	月	日	日	日	日	時	時	分	分	管	主
番	番	符	年	年	月	月	日	日	日	日	時	時	分	分	管	主
總	總	符	年	年	月	月	日	日	日	日	時	時	分	分	管	主

在奉天滿洲國使署
 (譯文)
 カルバドル國移民法ノ規定ニ從ヘバ支那及蒙古出生ノ者ハ共和國領
 上ニ入國ヲ禁ス
 滿洲國ノ承認ト共ニ新帝國ノ臣民ハ共和國ニ自由ニ入國スルコ
 トヲ得

IMT 418 28

Manchurians, los súbditos del
 nuevo Imperio pueden entrar
 libremente a la República.
 Seal

27

35

2161

第四号
在本邦「サハ」ハ「ト」ル
外務大臣廣田外務省
勅宛公文
國總領事「オ」ン「ジ」エ「サ」ヨリ

外務省

IMT 418

29

REEL No. A-0876

0106

アジア歴史資料センター

電 信 寫	號 番 總	號 符	昭 和	年	月	日	時	分	分 秒	管 主
昭和九年五月十九日 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府 廣東省政府										

Mayo 19 de 1934

Excelencia:

Tengo el honor de comunicar a V.E. que he recibido un despacho del Ministerio de Relaciones Exteriores de mi país en el cual me informa que el gobierno de la República, con fecha tres de Marzo, reconoció al nuevo Imperio de Manchuria.

電	信	寫	號番總	號符	昭和	昭和	年	年	月	月	日	日	時	時	分	分	秒	主
---	---	---	-----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

昭和四年五月十九日附廣田外務大臣宛電報及報外務大臣總領事(譯文)
 (譯文)

以書翰啓上致候陳者、カルバドルレ共和國政府ニ於テハ三月三日附
 ヲ以テ新滿洲帝國ヲ承認セル旨ヲ本官ニ通知越シタル以信本國外
 務省ヨリ接到シタル旨閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候
 本官ハ此ノ機會ニ於テ閣下ニ向テ眞ホテ敬意ヲ表シ候 敬具
 一九三四年五月十九日

日本駐在「カルバドルレ」國總領事

レオニングエーサ (署名)

外務大臣 廣田弘毅 閣下

*Apuntesha esta oportunidad para
 reiterar a V. E. la seguridad de mi más
 distinguida consideración.*

LEON SIGIENZA
 Consul General de El Salva-
 dor en el Japon.

*Excelentísimo señor Ministro
 de Relaciones Exteriores.
 Koki Hirota
 Tokio.*

中五号

外務次官 直光 葵ヨリ 在本邦「サルバドール」
總領事「オンシグエ」宛 半公信

外務省

IMT 418

33

REEL No. A-0876



2161

六号

滿洲国外支那大臣 謝介石ヨリハルトル電
 外長 滝長
 宛電報譯文

IMT 418 35

43 2161

電 信 寫 號 符 昭 和 年 月 日 時 分 秒 主 管

昭和九年五月二十二日

重光外務次官

シゲエンス、サルバドル、國總領事 貴下

拜復。陳者、本月十九日附廣田外務大臣宛書翰ヲ以テ貴共和國政府ニ於テハ本年三月三日附ニテ滿洲帝國ヲ承認シタル旨貴國外務省ヨリ貴官宛信ヲ以テ通知越リタル趣御通報相成、敬承致候。右御通報ニ對シ謝意表明旁此較得貴意候。 敬具。

IMT 418 34

2161

電信 寫

號番總

號符

昭和

年

月

日

時

分

管主

昭和九年五月十九日附カバルトニ 閣下 駐日 貴國 領事 公使 二 對シ 貴國 政

(原文 某大臣)

康徳元年五月十九日東京駐在貴國總領事ハ 駐日敝國公使ニ對シ 貴國政
府ハ三月三日附テ以テ滿洲帝國ヲ承認セラレタルニヒキ 貴國政府ノ通報
ニ基キ告知セラレタリ 右ニ對シ 敝國政府ハ直チニ貴國ノ措置ニ對スル
敬意ト謝意トヲ貴國政府ニ傳達アラユコトヲ 敝國公使ヲ通シ 貴國總
領事ニ依頼シ置キタリ

余ハ今回貴國が執ラレタル措置ハ極東ノ平和延クテ世界ノ平和ニ對ス
ル一大貢獻ニシテ 貴國が米大陸ニ於ケル他國ニ先ジテ 敝國承認ノ與手ニ
出テラレタルトハ 將來永久ニ貴我兩國ノ親善關係ヲ確保スル基礎ヲ
ルモノト信ジ 茲ニ 敝國政府及人民が 貴國政府及人民ニ對シ 抱ク 熱誠ヲ
ル友愛ノ情ヲ 披瀝スルト共ニ 將來貴國國運が 益隆昌ニ 赴キ 兩國國交が

IMT 418

36

REEL No. A-0876

オセ号
在本邦滿洲の公使了士領ヨリ在本邦サハト此國
總領事了トオシニケエニサニ宛公文譯文

愈親善ヲ如ヘシコトヲ切望シテ止マズ
康徳元年五月二十三日

滿洲帝國外交部大臣 謝 介 仁

サルバートル共和国外交總長閣下

外務省

電 信 寫 號 番 總 號 符 昭 和 年 月 日 時 分 秒 主 管

2161

昭和九年五月十四日附在丹波トカールバール國總領事館在本邦滿洲國公使官署

譯文(原文英文)

拜啓陳者五月十九日附貴翰ヲ以テカールバール共和國政府ハ三月三日附ヲ以テ滿洲帝國ヲ承認セラレタル日貴國政府ノ通報ニ基キ本官ニ告知セラレルト共ニ右貴國政府ノ執ラレタル措置ハ極東平和爲米大陸ノ一國ガ執リタル最初ノモノナルコト竝ニ貴官ハ滿洲帝國トカールバール共和國トノ間ニ該承認ニ依リ開始セラレタル關係ヲ今後無限ニ鞏固ニスベキ商業關係ノ設定ヲ祈願セラレル日陳述セラレ尚ホ貴國書ヲ以テカールバール國移民法ノ規定ニ從ハバ支那及蒙古出生ノモノハ同共和國領土内ニ入ルコトヲ禁ズルモ滿洲帝國承認ト共ニ新滿洲國ノ臣民ハ共和國ニ自由ニ入國スルコトヲ得ル日表明セラレ正ニ敬啟候本官ハ敍上ノ次第直々ニ本國政府ニ報瀾致シタルガ茲ニ本國政府ノ命ニ基

51

IMT 418 39

REEL No. A-0876

Vertical lines for writing on the left page.

西條島法皇廳

キ左ノ通貴官ニ通告シテ貴國政府ニ御傳達アラユトテ懇願致候
 滿洲帝國政府ハ今回ガルバアドル共和国政府が執ラレタル承認ノ措置
 ハ實ニ極東ノ平和迄キテ世界ノ平和ニ對スル一大貢獻トシテ衷心ヨリ
 敬意ト謝意トヲ表スルモノニシテ右措置ニ依リテ造ラレタル兩國ノ親
 善關係ハ今後益強ク化セラルベキヲ確信シ殊ニ將來商業關係ニ於テ極
 メテ満足ナル事態ノ招來セラレムトヲ期待スルモノニ有之候
 右申進旁本官貴官ニ對シ敬意ヲ表シ候 敬具
 康徳元年五月二十四日
 駐日滿洲帝國特命全權大使 丁士源(署名)
 在東京「ガルバアドル」共和國總領事
 シオン シケエンス 殿